

第37回豊島廃棄物処理協議会

日時：平成28年9月4日（日）13:00～14:15

場所：リーガホテルゼスト高松 2階 エメラルド

I 出席協議会員（15名）

①学識経験者

（会長）岡市友利、（会長代理）高月紘

②申請人らの代表者

大川真郎、○石田正也、中地重晴、三宅忠治（山本彰治代理）、濱中幸三、安岐正三、石井亨

③香川県の担当職員等

田代健、大山智、淀谷圭三郎、○田中一裕、大森利春、武本哲史、井元浩司

※○印は議事録署名人

II 傍聴者

①豊島3自治会関係者 9名

②公害等調整委員会審査官 遠山敦士

③報道関係 5社（四国新聞、共同通信、NHK、毎日新聞、山陽新聞）

III 議事

司会から、次の報告があった。

- ・植田会長代理の退任
- ・高月会長代理の就任
- ・県側処理協議会員の変更（淀谷協議会員、田中協議会員、井元協議会員）
- ・公害等調整委員会から遠山審査官の出席

高月会長代理就任挨拶（要旨）

- ・以前は、京都の廃棄物関係の研究をしており、この豊島の事案については、公調委の時代から関わってきた。今回、植田和弘先生が出られないということなので、代役として出席させていただく。
- ・形の上では住民会議からの推薦という形だが、この協議会のほうで、皆さん方と一緒にご議論させていただくことを、大変うれしく思っている。宜しく願います。

岡市会長挨拶（要旨）

- ・残念なことに、このたび植田先生が、長いこと会長代理を務めておられたが、病で高月先生に交代されることになった。高月先生は、現在、京エコロジーセンターの館長を務めておられ、協議会員として、今ご承認いただいたように、会長代理としてご承認いただいている。
- ・高月先生は、皆さんよくご存じのように、衛生工学、あるいは廃棄物処理がご専門で、豊島廃棄物等管理委員会でいつもお世話になり、また、いろいろご発言いただいて、ご活躍いただいている。今後とも、この協議会においても、いろいろお世話になると思うが、よろしくお願ひしたい。
- ・豊島廃棄物等処理事業については、調停条項に従って、共創の理念に基づいて、関係者の理解と協力のもとに進めてきた。平成15年9月にこの事業が開始されてから、調停条項で定められた期限まで、現在ではもうあと半年を残すばかりになった。その間、いろいろな問題があったが、着実に廃棄物の処理が進んできたと思は考えている。
- ・今年度はこの7月の残存量を把握して、現在、来年の3月には、ほぼ廃棄物の処理を完了できるだろうと考えている。期限まで残りわずかであるけれども、皆様方には一層、気を引き締めてもらって、ことに県側では安全第一、環境保全第一という立場で事業を進められることをお願ひしている。
- ・本日、協議会の皆様方には、いつものように率直かつ活発なご意見をいただいて、今後の残り少ない日にちをどのようにして私たちが過ごしていくのか、考へていきたいと思っている。高月先生を会長代理に迎えて、なお一層この協議会が発展するように祈って私の挨拶といたしたい。よろしくご協力をお願ひする。

議題

（1）協議会の運営

- ・議事録の署名人に、石田協議会員、田中協議会員を指名し、了承を得た。
- ・本日の議題に非公開とすべき内容はないため公開とした。

（2）豊島廃棄物等処理事業の実施状況

○県側

- ・豊島廃棄物等処理事業の実施状況については、処理協議会の都度、直近に開催された管理委員会の資料から抽出してご説明してきたところであるが、今回、7月10日に開催された管理委員会で報告した実施状況の資料は、平成28年5月末のものであり、データが若干古いものであったので、先月の住民会議の皆さんとの事務連絡会で用いた、7月末の資料でご説明させていただく。
- ・まず、一番上の1の豊島廃棄物等の処理量だが、表の下の処理量の注1に書いて

あるとおり、直島の間接処理施設における処理実績と、豊島における岩石等特殊前処理、そして、直下汚染土壌の処理実績の合計となる。表をご覧いただくと、右端から3つ目の列に、平成15年から平成27年度までの合計の欄がある。上から2行目のところに、813, 353トンという数字があり、これが27年度末までに処理してきた量である。そして、その右隣の列になるが、平成28年度（暫定）と書いているところの列で、これが28年度に入って4月から7月末までの4カ月の数字になる。計画量が22, 733トンに対し、処理量が24, 222トンと、計画比106.5%と、計画を上回って順調に処理ができています。

- 表の右端の累計の列は、処理開始から今年の7月末までの累計を意味し、量については837, 575トンの処理ができたということである。これは、全体量、表の下の注3に書いているとおり、904, 061トンのうち、約92.6%の処理ができていたということになる。
- 次に、2番目の副成物の発生量及び有効利用量だが、平成28年度の列をご覧いただくと、鉄の発生量が107.3トン、銅は発生量が212.7トン、アルミの発生量が253.6トンと、この数字は、昨年同時期の発生量と比較すると、それぞれ約半分程度になっている。これは、溶融処理する廃棄物の中の土壌比率で、非常に土壌が多くなってきている、逆に金属系のものが少なくなっているため、鉄、銅、アルミなどの金属系の副成物の発生量が少なくなっているところが見られるということである。
- 溶融スラグの箇所では、処理量のところに、平成27年度は1年間で385.4トンであったのが、平成28年度はもう既に3, 334.4トンの処理を行っている。これは、廃棄物の中の土壌比率が高まったことなどによって、溶融スラグの品質検査で基準を満たさないスラグが増加したことによると考えられる。こういった品質検査で基準を満たさないスラグについては、粗大スラグと混合して、セメント原料として有効活用しているところである。
- 次に、一番下、3つ目の見学者数だが、今年度4月から7月末までで、豊島側では748名であった。昨年の同時期、7月末までの数字は694名という数字であったので、50名ほど増えていることになる。累計で豊島側31, 593名、直島側46, 030名、合計77, 623名の方が、それぞれの施設に見学に来ていただいたということになる。
- 2ページ目、平成28年度の豊島廃棄物の処理状況について、月ごとに廃棄物、それから、直下汚染土壌、特殊前処理物等、委託処理のそれぞれに分けて、実績を掲載している。
- まず、一番上の廃棄物等の処理実績は、直島での溶融炉やキルン炉での処理実績と、岩石等特殊前処理実績を加えたものである。右から2つ目の列、平成28年度の4月から7月までの小計の欄の、一番上の処理計画、①の行のところだが、

21, 433トンに対して、中間処理施設の処理実績が23, 313トン、岩石等特殊前処理が382トンと、これらを合わせると、その下の23, 695トンとなっている。計画に対する処理実績は、110.6%となっている。また、その1つ下の2.7%という数字があり、右隣に95.6%という数字があるが、これが平成28年7月末までの、全体量に対する進捗率になっているということで、先ほどの1ページのところで92.6%という数字を申し上げたが、直下汚染土壌等を除くと、こういった95.6%という数字になるということである。

- ・次に、セメント原料化処理を行った直下汚染土壌の実績が、真ん中の表である。今年度は6月のところで487トンの処理を行っており、平成28年度7月末までの累計として、9, 257トンとなっている。
- ・その下、次に特殊前処理物等委託処理実績だが、昨年皆様方にご同意いただいた、ドラム缶とか土壌廃棄物等で既存施設での前処理が困難なものを島外処理した実績である。今年度につきましては、累計すると40トン、それと合計して250トンの処理を行っているということである。
- ・一番下に、以上を合計した全体処理実績を記載している。1ページ目のところでも申し上げたが、4月から7月までの間は計画量92, 733トンに対し、処理量は24, 222トンと、計画比106.5%、処理開始からの累計では、全体量の約91.6%の処理ができているということになる。

(3) 豊島廃棄物等の処理対象量の推計及び処理計画等

① 豊島廃棄物等の処理対象量及び残存量の推計

○ 県側

- ・今年の4月2日から3日にかけて、3Dレーザー測量を実施した結果をもとに、平成27年度末での廃棄物等の処理対象量及び残存量を推計し、7月10日の管理委員会においてご了承をいただいた。
- ・2の表1は平成26年度末の処理済量及び残存量だが、廃棄物等と直下汚染土壌を合わせた数字が、体積でいうと626, 534^m、重量が907, 232トンであった。今年度の推計値は、表の下側の表2である。これが、今回推計した27年度末の処理済量及び残存量になる。廃棄物等の平成27年度末の処理済量は、体積で556, 118^m、重量で804, 158トンとなった。一方、残存量、4月以降に残っている量の体積は、その下の39, 709^mと推計している。この39, 709^mという数字は、今回レーザー測量の結果や、次の2ページ図1の緑色とか青色でお示ししているところに廃棄物が残っており、このところの公害等調整委員会の調査結果をもとに予測していた廃棄物底面よりも下にある周辺部廃棄物等の量を、先ほどの測量結果から加えた結果が、この39, 709^mということになる。

- ・周辺部廃棄物等の量については、その周辺にある赤、紫、黒色でお示ししている平成26年度とか平成27年度の実績をもとに、推計したところである。
- ・次に、その上の表3だが、残存重量については、処理重量を処理体積で除して計算した密度を残存体積に乗じて求めているところであるが、今回の密度は、今後掘削を行う区域が26年度、27年度に掘削を行った区域と同様の傾向になると考えられるため、これまでの累計密度ではなくて、26年度、27年度の密度1.56を用いているというところである。この結果、1ページ表2の廃棄物等の残存量の重量は、先ほどの密度を使うと61,577トンと推計されるというところである。
- ・廃棄物等の処理済量と残存量を合わせた廃棄物等の合計は、体積は595,827^m、これは昨年度の推計よりも7,174^mの減とはなったものの、先ほど申し上げたとおり、密度が増えたことから、重量については、865,735トンとなり、昨年度の推計よりも118トンの増となったところである。
- ・直下汚染土壌だが、体積は21,164^mで、昨年度の推計よりも2,369^mの減、重量についても38,326トンと、昨年度の推計よりも3,329トンの減となっている。これは、直下土壌として想定した部分が、土壌ではなく廃棄物等であったことなどから減少したものである。
- ・廃棄物等と直下土壌を合わせた処理対象量は、表1の下のとおり、体積が616,991^m、重量が904,061トンというのが、現状の数字というところになる。

②平成28年度処理計画及び運転・維持管理計画（変更）

○県側

- ・先ほどの資料2で説明した廃棄物等の残存量をもとに、28年度の処理計画及び運転・維持管理計画を変更した。
- ・平成28年度処理計画の見直しにあたっての条件であるが、直下汚染土壌を除く平成27年度末の廃棄物等の残存量は、39,709^mであり、この残存体積を各工区における廃棄物等の種類別で整理したものが、この表1及び図1になる。
- ・次に、下側の②溶融処理対象残存物の土壌比率だが、現計画では72%としているが、次ページの平成28年3月31日時点の土壌比率は、表2の結果から78.7%と計算されるので、今回は79%としているところである。なお、廃棄物の掘削場所やシュレッターダスト主体の廃棄物の量が少なくなったことから、掘削時期によっては、土壌比率が72%から86%の範囲で変動すると考えている。
- ・③溶融炉の処理設定値のところ、現計画では、通常運転時で1日1炉当たり82トン、それから、酸素富化をした場合、1日1炉当たり90トンとしているが、実際には、平成27年度9月から溶融助剤を低減して、減らしているということや、

直島町の一般廃棄物の受入れがなくなったことにより、熔融炉の処理量がアップしている。これらをもとに、平成28年2月以降の熔融炉の処理量の実績を評価した、土壌比率との関係式は、図2のとおりである。土壌比率79%のときの処理量設定値というのがずっと点線を見ていただいたら、1日1炉当たり96トンとなるというところで、96トンとしているところである。

- ・④熔融炉稼働日数だが、熔融炉の稼働日数は、ボイラー点検を来年2月に実施すること、それから、1号炉の定期修繕等を実施しないこと、予備日をこれまでどおり確保することなどを考慮して、平成28年度は2炉合計して581日とする。
- ・3ページ⑤のロータリーキルン炉の処理量設定値、これが平成26年度以降の処理実績から処理設定値を1日20トンとしている。
- ・これらの条件に基づいて見直しを行った結果、処理の完了時期は平成29年3月になるというところである。
- ・次に4ページ平成28年度の運転・維持管理計画は、昨年12月の管理委員会でご承認いただいたが、先ほどの年度別、処理方法別処理計画に合わせて変更をしたものである。表4は、これまで説明させていただいたとおり、熔融炉の2炉延べ運転日数が610日から581日変わった。それから、1日1炉当たりの処理量が酸素富化なしのときは84トンから88トン、酸素富化時には92トンから94トンに変更といった運転・維持管理計画の変更事項を取りまとめたもので、この網掛けになっている部分が、変更になったところである。
- ・次に5ページの表5、A3の横になっているものであるが、これが28年度の運転・維持管理計画の変更案である。掘削、中間保管・梱包、特殊前処理、陸上・海上輸送、中間処理といった計画ごとに、4月～6月までは実績値が入っており、7月以降は、これまで説明させていただいたとおりの条件を入れると、月ごとにこういった数字になるというところを表にしているものである。

○議長

- ・5ページの下段、高度排水処理施設等の説明は要らないのか。

○県側

- ・高度排水処理施設については、実績値、4月から6月までの数字は元のものから入れ替わっているが、その後については、大きな変更点はない。

○住民側

- ・2点ある。1つは、資料2の2ページ目の2で、緑の斜線、青の斜線というのが想定できている分で、まだこれから掘削をするところになっていると思う。当初の計画だと、9月末までに廃棄物そのものを仮置きに、いったん全部掘削をして、仮置きヤードに移して協議をするということだったが、そのとおり、9月末までに廃棄物の掘削が完了するかどうかということについて教えて欲しい。
- ・それと、資料3の表5で、運転・維持管理計画を見ると、いったん9月である程度

の掘削が終わった後、1月、2月、3月に廃棄物の掘削日が、1月が23日、2月が6日、3月は7日としてあるけれども、このへんの関係はどういうふうになるのか。中間処理、溶融炉は一応、3月8日で全部処理を終えるという計画になっているが、このへんについては、今想定している範囲で処理が終わるとお考えなのかどうか。計画どおり進むかどうかについて、どうお考えなのかを教えてください。

- ・また、資料3の3ページで、処理計画の変更というところで、図面の中の直下土壌のところ、地下水浄化というところで、28年度が7月から翌年3月で26,340という数字が書いてあって、そこの注1に書いてあることがよく分からないのと。26,340というのは、どういう数字なのかというのを教えてください。

○県側

- ・まず1番目のご質問だが、資料2の2ページのところで、残りの青い斜線があるけれども、当初計画では9月末までに仮置きヤードに置くという計画だったけれど、それは今の状態ではどうかということで、よろしいか。

○住民側

- ・はい。

○県側

- ・今のところ、9月に入ったばかりであるので、9月末までの掘り上げに向けて、一生懸命努力しているところである。県としては、調停条項に定められている、平成28年度までの廃棄物等の搬出ということが一番大事だと考えており、現場のほうは、まずはそれに注力しているということである。その上で、量も測っていないといけないため、掘り上げのほうにも力を入れている状態である。
- ・次に、2番目のところで、資料3の5ページ、1段目の掘削の日数と、あとは中間処理施設の稼働日数の質問だったと思うが、掘削の1月から3月のところで、一応、9月に掘り上げる予定だが、当然、仮置きヤードと最終混合面の下にはまだあるので、その作業する日数を入れているところである。これが掘削のところである。
- ・それから、稼働日数の8日だが、この計画でいけばこの日に終わるだろうということを書いているところである。現段階ではこういう形で考えているということである。

○住民側

- ・分かった。

○県側

- ・それから、3つ目の質問は、資料3の3ページのところの直下土壌の地下水浄化というところだったと思うが、これについては、公調委のデータの中で、地下水浄化、直下土壌のところでもVOCs汚染されているというところがあり、そのトン数が、26,340トンということである。

○住民側

- ・ちょっと確認だが、これは、26,340トンを地下水浄化できれいにしたという趣旨か。

○県側

- ・対策をするという意味であり、セメント原料化ではないので、持って行くとか、そういう話ではないということである。

○住民側

- ・分かった。

(4) 今後の専門家の関与と次期委員会の検討

○県側

- ・本事業については、調停条項に基づき、専門家の指導・助言のもとに実施するようになっているが、今回、ご提案を管理委員会にさせていただいたのは、大きく2つであり、1つは新たな検討会の設置、それから、管理委員会の後の、次期委員会の検討である。
- ・まず、管理委員会の中に新たな検討会を設置するというところであるが、こちらについては、管理委員会の設置要綱の2条(4)の後段に、「施設撤去に係る計画の策定及び変更」というのが、管理委員会の所掌事務になっている。これについて検討するために、管理委員会の内部組織として、豊島中間保管・梱包施設等の撤去等に関する検討会を設けたところである。
- ・3ページ目の撤去等に関する検討会の設置要綱で、この検討会については、目的が第1条あるとおり、豊島中間保管・梱包施設、特殊前処理物処理施設等の撤去等に関する検討のために設置するということである。
- ・2条が任務であり、(1)(2)のとおり、中間保管・梱包施設等の撤去等に関する事項、それから、直島中間処理施設を含めた、施設内残業廃棄物等の除去、除染、消毒等に関する事項などが任務となっている。
- ・組織は第3条のところにある。本日も出席の高月先生をはじめ、永田委員長、武田先生、中杉先生、松島先生、氏家先生の計6名で構成される会である。
- ・第4条の会議であるが、検討会については、必要に応じて随時開催するとなっており、第1回については8月11日に開催させていただいた。第2回は10月23日を予定しているところである。
- ・第5条の傍聴で、これは、管理委員会や排水の検討会と同様に、豊島の住民会議の方々、直島町の方々が検討会の審議を傍聴するとともに、意見を述べるようにしたところである。
- ・管理委員会の所掌事務であるが、先ほど言ったとおり、今のところ、大きな割合を占めている、(4)の前段、中間処理施設や豊島内施設の運転及び管理状況の確認や、

(5) の廃棄物等の掘削及び均質化などの確認については、28年度をもって終了する予定となっている。次年度以降に予定している工事については、のちほど資料のほうでご説明するが、別紙の1から4の工事になっており、専門家の関与についても、掘削完了後の地下水管理や対策や、撤去工事、環境計測、周辺モニタリングの調査などが主になってくると考えている。管理委員会の設置要綱の1条には、設置の目的を書いているが、そういったことになると、事業内容の変化に伴って、変貌の必要が出てくるだろうと考えている。

- そこで、管理委員会については、28年度をもって役割を終了する予定となり、29年度から、事業全体の総括的な指導を行う組織として、豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会、仮称であるが、これを立ち上げようというご提案をさせていただいた。なお、開催頻度は、予定されるもので年2回から3回程度と考えている。
- 管理委員会の内部組織で、先ほど申した排水・地下水等の対策検討会、それから、撤去等に関する検討会もあるが、これについても、フォローアップ委員会への移行ということで検討している。
- なお、フォローアップ委員会については、その委員の構成や内部組織等について検討を開始しており、処理完了時期の目途がたった以降の管理委員会で正式決定するということである。今、こういった形で7月にご提案させていただいたので、検討については、緒に就いたところである。
- 5ページでは、今後、豊島廃棄物等処理事業で考えられる主な工事の概要を書いている。まず、左上1番にあるのが、地下水の浄化関連工事で、これは今、D測線のところでやっている揚水井などを指している。
- 2番目については、県内3箇所を設置しているスラグステーションがあるが、このうち坂出と高松のスラグステーションを撤去する必要があるということで、撤去工事を挙げさせていただいている。
- 真ん中のところ、豊島内施設撤去関連工事であるが、これについては、次ページに、処分地の平面図がある。豊島処分場においては、まず第一に廃棄物等の撤去作業が28年度に決まっており、地下水浄化については、その後も続いていくというふうに考えている。
- 赤色の第I期工事としては、廃棄物等の撤去作業が終わった後、施設の撤去に取りかかるところであり、赤で書いているものである。それぞれ番号の中については、左のところに凡例ということで書いており、例えば、図の左側に21番とあるのは、中間保管・梱包施設、図の右側にある10番というのは、貯留トレンチというような形で示させていただいている。こういったものは、廃棄物の撤去が終われば必要がなくなるので、順次、県のほうで撤去していきたいと考えている。
- 一方、緑色の部分については、地下水浄化のために必要な施設と考えており、例えば左側の14番、これは高度排水処理施設であるが、こういったものは、地下水浄

化が終わるまでは残っていくということである。これも現段階でⅠ期工事、Ⅱ期工事と分けさせていただいている。

- ・ 5ページに戻って、左側、下から2つ目の⑤である。遮水機能の解除関連工事を予定している。それから、⑥番は、処分地の整地関連工事、これは調停条項で定められた事項になっているので、こういった工事をやっていこうということである。
- ・ スケジュールについては、裏側を見ていただくと、これは今現在やっているものとか、今後想定されるスケジュール感を書かせていただいている。28年度については、例えばスラグステーションの撤去工事が始まっているとか、豊島の施設内の関連工事につきましては、実地設計などをやっていくというようなことを書いている。
- ・ 一番最後、8ページ、先ほどは工事の主な内容だったが、この8ページにあるのは、主な調査のことを書いている。左側の場所については、豊島、直島、海上輸送、溶融スラグとなっており、それぞれで環境計測や周辺モニタリングなどがいつぐらいのスケジュール感でやっていくかというのを、現段階でまとめたものである。

○住民側

- ・ 調停を結んだときに、専門家の関与に関する大綱というのがあって、委員会は香川県が関連分野の知見を有する専門分野の中から選任した委員で構成する。香川県は、申請人らに対し、あらかじめ委員の候補者の氏名を通知するということになっているので、このことについて、このとおりに、われわれに通知をお願いしたい。

○議長

- ・ どうだろうか。

○県側

- ・ 調停条項に定められた事項なので、そのとおりにさせていただきたいと思う。内諾を得る行為については、こちらでさせていただくが、決まったことについてこれですというような通知は、当然のようにさせていただきたい。

○議長

- ・ ちょっといいか。この協議会に対しては、何か連絡するのがある。

○県側

- ・ 協議会に対しては、ないと思っている。

○議長

- ・ 協議会にはない。

○県側

- ・ はい。住民会議さんのほうに、そういうふうになっているはずである。専門家の関与に関する大綱のところをみると、今、安岐さんが読み上げていただいたとおりに、委員会は、専門家等による委員会は、香川県が関連分野の知見を有する専門家等の中から選任した委員で構成する。県のほうは申請人らに対し、あらかじめ委員の候補者の氏名を通知するということになっているので、処理協議会のほう

には通知する義務はないと思っているが、当然、住民の方にはこういった方々を考えているというのは、お伝えするつもりである。

○議長

・はい。

○住民側

・決まってから通知するのではなくて、候補者のときに通知をするということである。

○県側

・それはもう。こういうふうにしたいたいというところで、決まってから出すのではなくて、こういう方を考えているということで出させていただくのは当然である。

○住民側

・事後通達ではない。だから、その過程を、こういう形であるということをするということで、お願いしたい。

○住民側

・すみません。

○議長

・はい、どうぞ。

○住民側

・2点あるが、資料4の1ページの下から3つ目の丸で、新しい委員会の名前を豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会、仮称と書いているが、フォローアップというのは、何かすべて事業が終わったものについてフォローしていくような話なので、確かに廃棄物の無害化処理は終わりますけれども、まだ地下水浄化があるわけなので、そういう事業を管理するような委員会があるということが分かるような名称にしてもらったほうが、住民の人たちにとっては分かりやすいのではないかと思うので、ちょっとフォローアップという英語は使わないように、ご検討をお願いしたいというのが1点。

・2点目は、7ページの別紙3の図で、第Ⅰ期工事、第Ⅱ期工事というような形でご説明をされているが、第Ⅰ期工事は平成29年度から実際、無害化処理が終わって、1年ないし2年かかるのかは分からないものの、大体いつごろからするというのが分かる。第Ⅱ期工事の開始については、一応、排水基準達成後ということになっているけれども、今のところは、現段階で県のほうは、大体いつごろから、具体的にどのようにお考えなのかどうか、教えて欲しい。

○県側

・まず1点目のフォローアップ委員会の名称については、また、管理委員会の後継委員会にもなるので、高月先生も、岡市先生も、今日、だいたいお話は聞いていただいたし、また、永田先生にも住民の方からこういった話があったということはお伝えしたいと思う。

- ・ただ、名称については、いろんな考え方がある中で、こういう名前がどうかというのをさせていただいているので、このままになるかもしれないが、ご意見があったことはお伝えしたいと思う。
- ・それから、2点目の第Ⅱ期工事がいつかかるのかという点。こちらについては、住民の方もご案内のとおり、県のほうでも国に対して実施計画を提出させていただいており、国の補助もいただく中で、この事業を進めている。実施計画は34年度までになっているので、そこまでに何とかやっていきたいと考えているところである。

○議長

- ・よろしいだろうか。34年までの間に、全部、例えばフォローアップ委員会に名前は変わるのだろうが、これが終わるということ。

○県側

- ・34年度までに、排水基準値をクリアして、施設の撤去まで終わりたいという期間である。

○議長

- ・終わりたい、ということか。ほかに何か。

○住民側

- ・国へ出している34年までの書類の中では、具体的に何年には何とか、スケジュールのようなものが入っているのであれば、それも、住民のほうに資料としていただけたらと思う。

○県側

- ・実施計画については、県の事業のホームページにもアップしている。必要であればお持ちするが、事務連絡会のときにお渡しすればよろしいか。

○住民側

- ・事務連絡会のときでいいのではないか。全部じゃなくてもいいと思うが、重要なところだけでも。

○県側

- ・実施計画については、事業期間にスパンがある中で、その中でいろいろなことをやっており、毎年、補助金申請を出していただいているような形で進めさせていただいている。
- ・また資料についてはご相談させていただきたいと思う。事務連絡会の中で、こちらとして出せるものというのは、こうだというのは、出させていただきたい。

○住民側

- ・一応、特措法で補助金をもらうのに、環境大臣の許可というか、同意を得てやられているので、環境省のホームページでも、香川県のホームページに実施計画に飛ぶような形になっていたと思う。公表できるところは、できれば全部公表させていただきたいと思う。

○県側

- ・先ほど申し上げたとおり、ホームページは載せていますので、隠すつもりはない。ここに載っている分はお渡ししたいと思っているので、次の事務連絡会のときでもお持ちしたいと思う。

○議長

- ・そのへんはよろしくご配慮をお願いしたい。

○県側

- ・はい。公になっている部分ということで、出させていただきます。

○議長

- ・私からちょっといいか。このフォローアップ委員会という名称は、管理委員会で決めることになるのか。

○県側

- ・県が設置する会であるので、県が決めることになるが、県が一方的に決めるという話もたぶんないので、事実的には先生方ともご相談させていただきながら、名称は決めていきたいと思っている。

○議長

- ・フォローアップ委員会というのは、島側から疑問が出たように、ちょっと分かりにくいところがある。

○県側

- ・いろいろ名称については悩んだところであり、正直なところ、適当な名前が日本語で難しいのかなという感じではいるが、今、住民側の方からも疑念が持たれるような名前だという話があったことについては、また各先生方にご相談させていただいた上で、名称についてどうするかというのは、ご議論していただきたいと。その上で、県としてこの名前で行くというふうに決めたいと思う。

○議長

- ・はい。では、よろしく、そのへんの議論をお願いしたいと思う。ほかに高月先生、何かありますか。

○高月会長代理

- ・いや、今のところは、結構である。

○議長

- ・では、4番目の議題はこれでよろしいか。何か、もうちょっと言いたいことがあるのではないかという気もしているが。
- ・よろしければ、これで終わって、5のその他について、何か島のほうからも、あるいは県の側からも言い足りないことがあれば、どうぞご発言ください。

(5) その他

○住民側

- ・今年度の予定というお話だけれども、管理委員会は10月と1月、3月の3回だが、その下の、撤去のほうの検討会や排水・地下水対策の検討会というのは、何回ぐらい開かれるような予定でお考えか。

○県側

- ・撤去については、先ほどご説明の中で申し上げたとおり、次は10月23日というのは決まっている。その後の予定については、特段決まっていない。
- ・撤去検討会や排水・地下水検討会については、随時開くということになっており、計画的にいつ開くということは、ちょっと今は分からない状況である。それぞれ課題や問題があり、先生方にご相談しないといけない場面が来れば開催したいというふうに考えている。

○議長

- ・そのほか何か、ございませんでしょうか。では、ちょっと会長代理さんにご意見をお願いしたい。

○高月会長代理

- ・これで終わるのか、どうなのか。

○議長

- ・これで終わるかもしれないし、終わらないかもしれない。

○高月会長代理

- ・私が想像していた協議会の雰囲気は、もっと喧々諤々とやられるのかなと思っていたのだが、えらいすんなりと終わる雰囲気になってきた。
- ・ぜひ、こういう協議会の本来の目的というのは、言いたいことを言うということで存在している協議会だと思うので、もしこれで終われということであれば、終わってもいいが、せっかくの機会なので、ご発言いただけたらありがたいと思う、よろしいか。

○議長

- ・本日の締めをお願いしたい。

○高月会長代理

- ・ぜひ今後も、特に、処分地の後の管理の仕方とか、そのへんのこと、もちろん住民側の方もいろいろとご検討されていると思うので、そのへんも含めて、建設的なご意見をいただけたらありがたいと思うが、今日のところは、一応、それでは、これでお開きということにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

- ・それでは、今日は何か、ちょっと物足りない感じがするが、これで終わらせていただいてよろしいか。

- ・それでは、本日の第37回の豊島廃棄物等処理協議会は、これをもって閉会させていただきます。どうも皆さん、ありがとうございました。

○一同

- ・ありがとうございました。

以上の議事を明らかにするために、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名・押印した。

平成 年 月 日

議事録署名人

議 長

協議会員

協議会員